令和元年第１２回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日　時　令和元年１２月１９日（木）　午後３時　開会

場　所　市役所　東庁舎　東Ｄ会議室

出席者

教育長	藤田　善久	教育長職務代理者	篠原　玲子
教育委員	綾　　康典	教育委員	青地　弘子
教育委員	賀川　昌明	教育部長	北村　良子
こども未来部長	三上　俊昭	理事(生涯学習・歴史文化振興担当)	田井中弥一郎
次長	大辻　利幸	管理監(学校教育担当)	三輪　光彦
管理監(幼児担当)	坂田　耕	管理監(幼児施設担当)	野田　久雄
教育総務課長	中西　美智代	学校施設課長	西堀　泰司
学校教育課参事	谷村　昌則	生涯学習課長	小杉　一子
スポーツ課長	中村　達夫	歴史文化振興課長	荒巻　新吾
歴史文化振興課文化財係長	嶋田　直人	歴史文化振興課博物館担当課長	西　　邦和
教育研究所	國領　順子	学校給食センター	河合　菊男
こども政策課長	中西　尚代	こども政策課こども政策係長	北村　貴明
幼児課参事	坂田　紀代子	こども政策課児童福祉係長	若林　広之
事務局(教育総務課長補佐)	中野　里栄子		

以上２７名

開会

教育長　皆さんこんにちは。本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、ただ今から、令和元年第１２回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

最初に、「会議録」の承認について、委員の皆様には、「第１１回定例会」の議事録が、あらかじめ事務局から配付され、御確認いただいていると思います。会議録の内容に、御異議はございませんか。

各委員　（異議なし）

教育長　では、「第１１回定例会」の議事録につきましてはこの内容で御承認いただいたということで、後ほど、「綾委員」と「青地委員」に署名をお願いします。

なお、本日の第１２回定例会の会議録署名委員は、「青地委員」と「賀川委員」を指名させていただきますのでどうぞよろしくお願いします。

それでは、次第に従いまして、「１　報告」に移ります。

まず、私からですが、１１月定例会以降の動きについて報告します。１２月議会で質問いただいた件について、何点か御報告を申し上げます。

１２月議会の質問については多くはなかったのですが、大切な質問をいただいたと認識し

教育長

ており、私からは学校関連の質問について御報告させていただきます。

まず、安田議員からは、先日大阪で発生しましたスマートフォンを使ったＳＮＳによる誘拐事件に関連し、小中学校での指導や対策、また、今回の事件を受けての今後の対応について御質問をいただきました。

本市の小中学校でのＳＮＳに対する指導や対策については、小中学校につきましては持込みを禁止していることが大前提になっていますので、それを守ってもらいたいというのが第一点です。対策といたしましては、平成３０年度から４年生以上の小中学生とその保護者を対象にスマートフォンなどの利用実態調査を行い、それに基づいて指導や対策を進めています。

中学校では、警察と連携し、ＳＮＳの危険性や守るべきルール、マナーについての指導、小学校でも発達段階に応じた情報モラル教育を行っており、保護者に向けては、ＰＴＡ研修会や入学説明会等を活用し啓発に努めています。

また、中学校の生徒会が中心となり、スマートフォン利用のルールに関するチラシを作成し、それを基に市ＰＴＡ連絡協議会との連携により児童生徒や保護者に対しての啓発も行なっています。

対策の効果については、生徒会自らがルールを作りチラシによる啓発を行っていることから自主規制に繋がることや、啓発活動の中で正しい知識や利用方法を知ることができ、併せて悪質なものを見られないようにするフィルタリングを保護者に求めることにより一定の効果はあると捉えていますが、効果には限度があり、全てを防ぐことはできないと考えている旨、答弁をしています。

「大阪市で発生したような事件」につきましては、何処ででも起こりうる事件と捉えており、スマートフォン利用による利便性の裏に潜む危険性を、まずは保護者自身が十分に認識していただき、子どもたちを守る手立てを講じていただきたいという旨の答弁をさせていただきました。教育委員会としては、今回の事件を受けて特別な対応は予定しておりませんが、従来からの取組の継続と徹底を図りたいという考え方でおります。

もう一点、田郷議員からは「教員への単年度変形労働時間制の導入」について、御質問をいただきました。変形労働時間制とは、忙しい時期には長く働き、夏休み等長期休暇期間など休みやすい時期に集中して休みを取り勤務時間の適正化を図ろうというものです。

このことについては、改正法案が可決したばかりで詳細がまだ届いておりませんので詳しいコメントはできませんでしたが、制度の施行については、県条例の改正が必要となりますので、県の動向を注視したい旨答弁しております。

なお、今回の法改正は、教員の働き方改革の一環として行われているものです。本市の働き方改革の取組についてはすでに御承知のとおり、部活動の見直しや学校閉校時間の設定、ＩＣＴを活用した校務支援ソフトの導入など適正な勤務時間となるよう他市町に先駆けて取り組んでおり、今後も実効性ある取組を進めたいことも併せて述べたところです。

また関連で、辻議員からひとり親世帯となった子どもの心のケア、状況把握等についての御質問をいただきました。例えば、離婚されたからといって、カウンセラーをつけることはしていませんが、保護者の状況、変化は担任が把握していること、必要に応じて心のケアに努めている旨、答弁しております。

話は変わりますが、虐待によるとみられる事件が１０月頃からも相次いで発生していますし、教員による暴言、体罰の報道も相変わらず後を絶たないという状況です。校長会議、教

教育長

頭会議を通じてそのようなことも含めて、また、本市でも先月末に発生した給食のアレルギー事故も含め、子どもたちの命を預かっているということを、もう一度しっかり胸に刻み直し、もう一度教員には、しっかりと注意喚起をしていきたいと思っているとお話しさせていただいたところです。

最後に一つ、昨日、全国高校駅伝に出場する滋賀学園高校の激励会を行いました。滋賀学園高校は、２年連続１２回目の出場で、今年のメンバーには昨年経験している選手が３名含まれているということから、昨年は監督曰く、地に足が着いていない状態だったが、今年はそのメンバーもいますし２年生も力を着けてきているので、大変期待しているということでした。特に第１区を予定している安原太陽君は船岡中学校の出身ということです。メンバーの内、市内出身者は２名ですが、ほとんどが県内の出身者で構成されています。私も、２２日には現地で応援したいと考えており、大変楽しみにしているところですので、皆さんもテレビなどを御覧になりながら、注目していただきたいと思います。

私からの報告は以上とさせていただきます。

教育部長

みなさんこんにちは。早いもので、今年ももう終わろうとしています。

今年を振り返りますと、「文化財を活用した地域づくり」という点では、雪野山古墳発掘３０周年記念事業や先日行われた「国史跡　百済寺境内指定１０周年記念事業」など、大きく前進できた年であったと思います。

１２月１４日には、愛東まちづくり協議会が中心となって行われた記念講演会が開催され、県内外からおよそ３００人の参加があり、愛東地区らしいおもてなしの中で、地域の資源である「百済寺」を知っていただく良い機会になったと思います。

一方で、先ほど少し教育長もふれられましたが、学校給食については大きな変革の時期を迎えました。食物アレルギーの対応について国の対応指針に基づき、２者択一の給食提供を行なうというものです。この夏に保護者説明会を終え、現在、個別に相談をさせていただいているところです。先日のアレルギー事故などもありましたが、子どもたちの安全性をよりしっかりと確保するため、きちんと取り組みたいと考えています。

１２月議会には、戸嶋議員から生涯スポーツの推進について、自治会や地区単位で参加するスポーツ行事への参加が減少していることについて市の考えを尋ねられました。近年、どこの地区においても参加者が減少しており、その要因としては、少子高齢化、コミュニティーの衰退、自治会役員への負担などが考えられること、そして教育部としては、こうしたスポーツ行事は地域の繋がりを作る上で大切なことと捉えているので、地域の実情に応じた取組が図られることを期待するとお答えしております。

最後に年明けの１月１２日には成人式を予定しております。また、お世話になりますがよろしくお願い致します。本日、朝から市長に令和元年度の成人式の計画を相談してきました。今年も実行委員会のメンバーが大変、はりきって企画を考えてくれており、特に実行委員の自主制作のＤＶＤを現在作成中で、市内の色々な所の「地域の宝物」を自ら写真に撮ってきて、それをオープニングで流したいと頑張ってくれていますので御期待いただきたいと思います。そのオープニングの後の記念式典では、旧政所小学校にある「ユースシアタージャパン」のメンバーとプロ集団の「ミュージカル男子」によるダンスと歌のパフォーマンスを行う予定です。共にお祝いの場に御臨席いただければ幸いでございます。どうぞよろしくお願い致します。

教育長	ありがとうございます。次に、こども未来部長お願いします。
こども未来部長	皆さん、こんにちは。こども未来部からの報告をします。 １２月議会での一般質問の報告としましては、西澤由男議員と辻議員、廣田議員から御質問をいただきました。 西澤由男議員からは、「子育て支援について乳幼児期は自宅で子育てすることを推奨すべきではないか」という質問がございました。 それに対しては、家庭での子育ては大切であると認識をしているが、様々な家庭において、経済的な理由や女性の社会的な位置付けなどによって、子どもに愛情は持ちながらも、家庭で子育てができない方も多くいるのが現状であるということ。幼児教育現場において、教育・保育の質の向上に努め、家庭との連携を図りながら、家庭において丁寧にわが子と関わっていただくことも大切であることをお伝えしていきたいと回答させていただいております。 辻議員からは、ひとり親家庭の自立についての支援施策とひとり親世帯の子どもの心のケアをどのように支援しているのかという御質問をいただきました。 それに対して、自立施策は国の事業である国家資格を取得する高等職業訓練促進給付事業を対象者の方へ紹介又は相談に力を入れていることや、子どもの心のケアについては、ホームフレンドなどの派遣を行い、子どもたちに心を開いてもらえるよう寄り添い支援を行っていると回答させていただいています。 廣田議員からは、保育の無償化で保育ニーズが高まり、保育士の増員をすべきではないかという御質問と臨時職員の割合が正規職員に比べ高いのではという質問がありました。待機児童解消や保育ニーズに対応するためには、保育士の増員は必要になります。 また、臨時職員との割合については、中心的な業務を正規職員が行い、サポートや支援児の対応を臨時職員が行い、それぞれの役割を考えながら人員配置を行っていると回答させていただきました。 １２月１３日に福祉教育こども常任委員会が開催され、補正予算及び条例の一部改正に対する議案について審議をいただきました。 補正予算（案）についての質問では、児童虐待防止対策事業の一時保護業務委託料の追加予算をしました件について、今年度、一時保護件数がかなり増加した原因についての質問をいただきました。これは、一時保護として受け入れていただけるファミリーホームが昨年度から確保できたことにより、一時保護件数が増加したと回答させていただいております。 他に、条例の一部改正は、永源寺幼稚園、市原幼稚園、能登川第二幼稚園の３園が閉園になることに伴い、新たに「永源寺もみじ幼児園」「能登川にじいろ幼児園」が開園することと、来年度から本市には市立保育園が無くなりますので、保育園条例が廃止されることによる条例の一部を改正する等の条例の制定を議案として説明をしております。 また、その他の事項としまして、第２期子ども子育て支援事業計画の素案がまとまりましたので、計画概要について説明をしました。この計画説明についてはこの後、担当課から説明させていただきたいと思っております。 常任委員会での内容は以上となりますが、先月の定例会で、学童保育所の現状について、御質問が出ておりましたので、この後、担当課から御説明をさせていただきます。 また、保健子育て複合施設「ハピネス」が１年経過し、ハピネスにおける子育て支援セン

こども未来部長

ターの利用者の声や満足度などの評価についての御質問をいただきました。

現場での利用者の声としては、「ベビーカーのままエレベーターで２階へ行けるので便利」、「広くて、大型遊具等のおもちゃが充実している」、「食事やおやつが食べられるスペースができて、施設を長時間利用できる」など、どちらかというと施設環境面が整備されて良かったという感想が多かったため、改めて、１２月１６日から、例えば、「どういうことで子育ての不満が解消された。」などメンタル的な部分についてもアンケートを取らせていただいています。

職員からは、「相談室ができたことで、個別の対応が可能となった。」特に、「保護者に課題のある家庭に対し、丁寧な関わりができることで、子育て不安や負担感の軽減がより図れるようになったのではないか。」という意見、また、つどいの広場の横に職員室があるため、「コンシェルジュの相談業務やファミリーサポートの登録など必要に応じて繋げる体制を整えることができてきた。」など評価をいただいたところです。以上、私からの報告とさせていただきます。

教育長

ただいまの報告につきまして御質問等ございましたらお出しいただきたいと思います。

綾委員

こども未来部長の議会での答弁の中で、「保育士は十分か」という質問に対する答弁についてですが、「現状は保育士の数に合わせた入所者数としているが、本来の施設の受入枠を満たそうとすると保育士が不足するため増員が必要となります。」「延長保育など保育料無償化の影響で利用者が増加するため新たな確保に力を入れる必要がある。」ということですが、現状どれくらい不足しそうなのかというのは出ていないのでしょうか。

管理監（幼児担当）

この答弁については、園の保育士さんが、例えば、一般的に幼稚園の先生が減っているという状況がある中で、園の現状として保育士さんは大丈夫かという御質問をいただいております。その中で、現状の園の態勢としまして、園児数に基づいた保育士の数は満たされていますとお答えをさせていただきましたが、この質問の中で現状定数は満たしているが、今後は待機児童も多数いますので全ての受入枠を満たそうとするとまだ十分ではないという答弁をさせていただきました。今後の見通しについては無償化の関係もあり、入所希望者も増えておりますので、入所調整をしてどこまで受け入れられるか、それに対して保育士がどれくらい必要かを精査しているところですので、具体的にどれくらい増やせるかということについてはもう少し調整していきたいと思っているところです。

教育長

他にございますでしょうか。

青地委員

スマートフォン利用などでのＳＮＳによる事件に関連しての質問のところの答弁の中で、平成３０年度から利用実態調査を行ない、指導や対策を進めているということですが、実際に持っている子どもの数は減ってはいないと思います。現時点でどの程度保有しているか把握できているのかということと、また、その調査結果をどのように保護者に伝え、特にフィルタリングをやっているかということについてもお伺いしたいと思います。

管理監（学校教育担当）

きちんとしたデータはありませんが、昨年度、調査では小学校で約５０％、中学校で約７０％の所持率です。その結果につきましては、ＰＴＡの連絡協議会等でお見せして、中学生がスマートフォンの利用に関して、それぞれの中学校で生徒会を中心にチラシを作っております。その表面には、それぞれの中学校でこういう利用はやめようといった内容が印刷されていて、裏面には、特に保護者に知ってもらいたいこと、例えば、棒グラフでフィルタリングが全国と比べてかけられていませんとか注意喚起するような内容を印刷して、今年度は全ての中学生、小学生に配布して、小学一年生の段階から保護者にも現状とフィルタリングの大切さを知らせていく予定です。

教育長

よろしいでしょうか。それでは、議案に移らせていただきます。

議案第２５号東近江市立学校管理規則及び東近江市立学校給食センタ-条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、担当課（学校教育課）から説明をお願いします。

学校教育課

議案第２５号東近江市立学校管理規則及び東近江市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について御審議をお願いします。

東近江市立学校管理規則及び東近江市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定します。

新旧対象表を御覧ください。

東近江市立学校管理規則新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
（休業日） 第３条　学校の休業日は、次のとおりとする。 (1)・(2)　（略） (3) 学年始休業日　４月１日から<u>４月８日</u>まで (4)　（略） (5) 冬季休業日　<u>１２月２５日</u>から１月６日まで (6)・(7)　（略） ２　（略）	（休業日） 第３条　学校の休業日は、次のとおりとする。 (1)・(2)　（略） (3) 学年始休業日　４月１日から<u>４月７日</u>まで (4)　（略） (5) 冬季休業日　<u>１２月２４日</u>から１月６日まで (6)・(7)　（略） ２　（略）	

それに伴いまして、東近江市学校給食センター条例施行規則についても、次のように改正することになります。

東近江市学校給食センター条例施行規則新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
（休業日） 第５条　給食の休業日は、次に掲げるとおりとする。	（休業日） 第５条　給食の休業日は、次に掲げるとおりとする。	

学校教育課

(1)・(2)　(略) (3) 学年始休業日　４月１日から４月８日まで (4)　(略) (5) 冬季休業日　１２月２５日から１月６日まで (6)～(8)　(略)	(1)・(2)　(略) (3) 学年始休業日　４月１日から４月７日まで(幼稚園においては４月８日まで) (4)　(略) (5) 冬季休業日　１２月２４日から１月６日まで (6)～(8)　(略)	

つまり、一学期の始め（入学式）を４月８日としてましたものを、春休みが４月８日までとなりますので４月９日からに改めるものです。理由としましては、学校管理規則で定められた学年始休業日を１日延ばすことで、保護者、児童・生徒及び教職員の始業式・入学式にかかる準備に余裕を持たせることができると考えます。また、その分の授業日数を確保するため冬季休業日を１日減らし、２学期の終わりを１２月２４日までとするものでございます。それに伴い、東近江市学校給食センター条例施行規則を一部改正することとなります。

教育長

説明は終わりました。御質問があればお出しいただきたいと思います。

この件は、先ほど単年度変形労働時間制の話がありましたが、従来から有給休暇が取れない現状があり、これでは実質的な労働時間が減りません。そこでこのような形できちんと休養日を設けることになります。現状では新年度を迎えるに当たってほとんど入学式まで休まずに準備をしてもらっているわけですが、そこで１日でも余裕を持った勤務体系にすれば休暇を取りやすくなります。その分冬休みは減らして時間数を確保すれば働き方改革の一環にもなるというような考え方ですので御理解をいただきたいと思います。

では、「議案第２５号」につきましては、御承認いただけるということでよろしいでしょうか。

各委員

（承認）

教育長

それでは、「議案第２５号　東近江市立学校管理規則及び東近江市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、「議案第２６号　東近江市五個荘金堂伝統的建造物群保存地区計画の一部改正について、担当課から説明をお願いします。

歴史文化振興課長

議案第２６号　伝統的建造物群保存地区保存計画の一部改正についてです。

五個荘金堂伝統的建造物群保存地区で保存する建物を追加するものです。今回、特定物件となりますのは五個荘金堂町６３６番地の中江勝治郎家住宅です。建築物として主屋１棟、土蔵３棟、井戸屋形１棟、工作物として門・塀１棟の計６棟を追加したいと考えています。

中江勝治郎家住宅は、戦前、朝鮮半島や中国大陸（旧満州）で大規模に百貨店経営を展開されていた三中井の本家です。戦後、他の方が所有されていましたが、近年、空き家となり、彦根にお住いの中江家の子孫の方が買い戻されました。

歴史文化振興課長　添付しております写真を御覧いただきたいと思います。教育委員の皆様には、昨年度、第１回目の総合教育会議でも現地視察をしていただいた屋敷です。伝建地区の中心部にあり、土蔵等の外観は、五個荘金堂の町並みを代表するものとして観光案内等にも利用されております。以前の所有者からは保存の同意がいただけておりませんでしたが、現所有者から同意が得られましたので、伝統的建造物として保存を図っていきたいと考えております。
以上です。

教育長　説明は終わりました。御質問がございましたらお出しいただけますでしょうか。
以前現場も見ていただいておりますので御理解いただきやすいかと思います。特定物件という形での指定に加えたいということですのでよろしくお願いします。
では、ただ今の「議案第２６号」につきまして、御承認いただくということでよろしいでしょうか。

各委員　（承認）

教育長　それでは、「議案第２６号　東近江市五個荘金堂伝統的建造物群保存地区計画の一部改正について」は、原案のとおり承認といたします。
続きまして、協議事項に移らせていただきます。
「滋賀県における文化行政一元化に向けた検討について」ということで、担当課から説明をお願いします。

歴史文化振興課長　「滋賀県における文化行政一元化に向けた検討状況について」資料を配付しております。
県におきましては既に今年度から文化スポーツ部が創設されておりますが、今年４月１日からの文化財保護法等の改正施行によりまして、文化財保護に関する事務についても知事部局に一元化される予定です。
具体的には、埋蔵文化財に関する届出の受付や県指定の史跡名勝天然記念物に関する現状変更行為の許可等について、今までは県教育委員会の権限による事務として市に権限移譲されておりましたが、一元化に伴い県知事から移譲を受けることとなるものです。
これに伴い県条例の一部改正がされるため、昨日、１２月１８日付で県総務部人事課から条例の一部改正について協議依頼がきております。
一元化に向けては、去る１１月７日に県文化スポーツ部及び文化財保護課の担当者から検討状況の説明があったところですが、市としましては事務処理上も何ら問題ないため、「特に意見なし」として回答する予定です。

教育長　要は、文化財保護行政が今まで県の教育委員会の所管でしたが、県知事の所管に変わるというような動きがありまして、それに伴い今まで市には県教育委員会から保護行政についての委任事務があったのですが、今度は県教育委員会からではなく知事からの委任事務に変わり、特に何か意見はあるかということです。今のところ市としては受ける側でありますので何も変わらないため問題はないと回答させていただくつもりでおります。
それでは、「滋賀県における文化行政一元化に向けた検討状況について」は、「特に意見はない」という回答をさせていただきたいと思います。

教育長

続きまして、報告事項に移ります。

「福祉教育こども常任委員会報告について」担当課から説明をお願いします。まず、教育部からの報告で、はじめに学校給食センターからお願いします。

学校給食センター所長

令和元年１１月２５日に発生しましたアレルギー対応事故では、多大な御心配と御迷惑をおかけしました。申し訳ありませんでした。　事故の概要について報告させていただきます。

概要といたしまして、能登川学校給食センターが学校給食として提供した「ソイシチュー」により、小学校児童２名及び市立幼児(稚)園児４名がアレルギー反応を起こし、１名の児童が近江八幡総合医療センターに救急搬送、１名の園児が彦根市立病院を受診しました。他の児童１名、園児３名については病院等の受診はしておりません。現在は全員回復し、元気に登校（園）しています。

事故の発生日時は令和元年１１月２５日（月）学校給食喫食後１２時４０分頃でした。

救急搬送されました児童は、五個荘小学校の（２年生）男児児童、受診をした園児はちどり幼児園の（４歳児）男子園児でした。保護者が園に迎えに来られ受診されました。

原因は給食センターがアレルギー対応のシチューのルウ（乳・小麦のアレルギー対象者も食べられるアレルゲンフリーのルウ）を発注しましたが、納品業者「愛知食油」が誤ってアレルギー非対応のシチューのルウを納品。通常ですとこれは納品検収時に発見できることになるのですが、調理委託業者「ハーベストネクスト」が誤りに気付かず、調理し提供してしまいました。この２つのミスが重なったことにより、乳・小麦アレルギーの児童、園児がアレルギー非対応シチューを喫食し、アレルギーを発症したものです。

事故後の対応としましては、被害者宅にその日に連絡をし、原因を説明のうえ訪問し謝罪をいたしました。納入業者（愛知食油)、調理委託業者（ハーベストネクスト）に対しては顛末書と再発防止策を文書により報告を求めました。この２社の処分としまして、東近江市物品関係入札参加停止及び指名停止基準第８条の規定により、文書による厳重注意を行いました。また、給食センター内でも各センター栄養士が集まり対応策を検討しました。

今後の対応としまして、納入業者（愛知食油）には、①発注書を基にアレルゲンフリーの商材であることの確認。②注意確認ができるように持ち出し表を作成し直すこと。③車に積み込む前に配送者とは別のチェックする者を設け確認を行う。④配送者は納品事前に伝票と積荷が同じであるか再度チェックを行うこととします。

調理委託業者（ハーベストネクスト）については、①検収人数を必ず２人体制で行い間違いが起こらないように徹底する。②検査項目についてもしっかり確認を行う。検収のほかに計量担当者、アレルギー担当者も確認を行う。③アレルゲンフリー調味料の袋表示写真をセンター内壁面に貼付し、一目でわかるようにしておくこととしました。

また、学校給食センターにおいては、①今後はアレルゲンフリーのルウのみの使用をする。（アレルギー非対応ルウについては全て処分済）②アレルゲンフリーの食材は発注書に注意書きを付記し明確に区別できるように徹底する。③納品時の外箱は通常センター内に持ち込めないため、どの商品を使用したかわかるように１個はビニール袋に入れるなどして保管しておくようにし、今回のようなことが起こったときに原因究明ができるようにする。以上はルーに特化した対応ですが、給食センターでは卵や小麦といったアレルゲン食材を毎日大量に使用しています。これらを含めアレルギー対応については、これまでどおり栄養士と調理員の打合せの中で献立中のアレルゲンを特定し除去、代替食を決定して対応していく方法に

学校給食センター所長	より安全な給食の提供に努めてまいります。今後このような事故を二度と起こさないように努めてまいりますのでよろしくお願いします。
教育長	アレルギー事故についての報告でした。前回の定例会では発生の翌日でしたので十分な御説明ができませんでしたが、このような対応をさせていただきました。 また、対象者の子どもたちについては幸い軽い症状で治まり、搬送された子どもについてもエピペンの効果もあって病院に着いた頃には落ち着いて、様子を見て帰って来ることができたので良かったのですが、何度も申しますが、命に直結する事案だったと認識しておりますので、今後二度とこのようなことが起こらないようにきちんと対応してまいりたいと思います。今回は最初の段階でミスがありましたので、アレルギー物質の特定に時間がかかってしまったということもひとつの反省点としてあげられると思います。 続きまして、議会議決工事等の関係の報告ということでスポーツ課からお願いします。
スポーツ課長	報告事項の福祉教育こども常任委員会協議会報告の２ページを御覧ください。工事名は「能登川スポーツセンター体育館移転新築工事」で、１１月末の進捗率は上から建築工事が１６．６５％、電気設備工事が９．９０％、機械設備工事が１４．１９％となっています。現状の建築工事では、神社側・南側の第１工区において基礎コンクリート工事が完了し、住宅側・東側の２工区では、基礎配筋と型枠工事が完了、グラウンド側・北側の３工区では基礎配筋が完了し、年内には基礎工事が完了する予定です。 １１月の定例会で本工事に係る課題についての取組として、２点説明をしました。 １点目は、今議会で議決をお願いしております議案第１０４号「能登川スポーツセンター体育館移転新築工事の建築工事にかかる増額の変更請負契約の締結について」です。 これは、施設開設に必要な外構整備工事の追加をお願いするものです。 もう１点は工期の延長についてです。入札不調という経過に加え、杭の長さの精査により製作が遅れまして、現時点では工事の完了を３月末から８月末まで延ばし、来秋の１０月からの利用開始を予定しております。 実際の工期の延長につきましては、予算の手続き上３月市議会定例会で繰越について提案し、議決をいただいた後、変更請負契約を締結する予定です。
教育長	続きまして、学校施設課からお願いします。
学校施設課長	学校施設課です。それでは、資料３ページ、議会議決工事等進捗状況報告書令和元年１１月末現在を御覧ください。 １０月臨時議会で契約議決の承認をいただきました市立聖徳中学校大規模改修工事に伴う１１月末の進捗率です。建築工事が０．３３%、電気設備工事が０．０７%、機械設備工事が０．０７%の進捗率です。１１月から３回の工程会議を行い、現場調査及び打合せを実施しました。今後の予定としましては、仮設工事の現場事務所の設置、仮間仕切り、植栽撤去を行い、先行して普通教室１室、音楽室１室の改修に取り掛かります。以上です。
教育長	今までの報告の中で、御質問等はございませんでしょうか。なければ、次の「滋賀県指定有形文化財候補」について歴史文化振興課から報告をお願いします。

歴史文化振興課長

滋賀県指定文化財の新指定についてです。資料４ページになります。新たに２件が県有形文化財に指定されることになりましたので報告いたします。

１件目は、五個荘地区宮荘町の五箇神社です。本殿は平成１７年に東近江市指定文化財となっておりましたが、このたび拝殿と併せて県指定有形文化財に指定されることになりました。本殿、拝殿共に良い材料を用いた技術的にも高い建造物で、規模も大きく意匠的にも優れており、県内の江戸時代末期の神社建築の特徴をよく示しているとして評価されたものです。

もう１件は、永源寺地区の相谷熊原遺跡（あいだにくまはらいせき）です。県営圃場整備事業に伴う発掘調査で国内最古級の土偶が出土したことで有名になりました。土偶を含む出土品については、平成２７年１２月に県指定文化財となっております。昨年１１月に圃場整備事業の換地処分等が完了し、土地の所有者も確定したことから、遺跡についても県指定史跡に指定し保存を図るものです。

２件とも、去る１１月１１日の県文化財保護審議会で答申され、１２月２４日に開催される県教育委員会で正式に指定される予定です。報道解禁も１２月２４日の教育委員会終了後と聞いておりますので、情報の取扱いにはくれぐれも御注意をお願いしたいと思います。

教育長

説明は終わりました。御質問がございましたらお出しいただきたいと思います。

篠原委員

先ほどのアレルギーの件です。昨日の給食運営委員会の時に保護者からこの後の対応について、能登川の給食センターの管轄区域にある学校や幼稚園にはこのようなことがあったという内容のプリントが配布されましたが、それ以外の地区には配布されなかったということについて、保護者の方からすると自分たちの地域の給食は安心であるということを知らせる内容の連絡がほしかったという意見がありました。何も知らされないよりは知らせてほしかったという意見があったということだけはお伝えしておきたいと思います。

学校給食センター所長

今後、そのような方向で改善していきたいと思います。

教育長

今回の件は新聞にも載りましたので、そのような御意見が出たのだと思います。

このようなこことはどこまでお知らせすべきかという部分で難しい面もありますが、基本は影響範囲ということがベースとはいえ、今回のような新聞に載るほどの案件は、やはり広くお知らせした方がいいのだと思います。

篠原委員

自分の所がどこの給食センターに属しているかを知らない保護者の方は多いのですが、ただ同じメニューを食べているということは御存知なので、おそらくその当たりで心配になられたのだと思います。

教育長

御意見ありがとうございます。今後、気を付けるようにいたします。

他にございませんでしょうか。では、続きましてこども未来部から報告をお願い致します。

まず、こども政策課からお願いします。

こども政策課長

第２期東近江市子ども・子育て支援事業計画素案がまとまりましたので説明させていただきます。内容はこちらの冊子のとおりですが、本日は、資料１及び資料２を使って、本計画の要点について説明をさせていただきます。

まず、資料１（Ａ４）の「第２期東近江市子ども・子育て支援事業計画素案（要点）」を御覧ください。１の計画についてですが、この計画は、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実を図るための計画であり、子ども・子育て支援法に基づき、需要の指標である量の見込みと供給の指標である確保方策の設定が必要となっています。計画期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間となります。

２の策定経過についてです。昨年度に就学前児童と小学生の保護者を対象にした「子育て支援に関するニーズ調査」、小学５年生と中学２年生の保護者を対象にした「子どもの生活等に関する調査」を実施し、その調査結果や第１期計画を推進してきた中で見えてきた新たな課題について整理し、関係８課で協議を重ね策定しています。

またこの素案は、次長会議を通じて庁内関係課で確認をしてもらい、意見をいただきながら、学識経験者や子育て支援従事者など１８名から構成する子ども・子育て会議での審議を経て策定をしています。

３の計画の構成については、資料２（Ａ３）の「第２期東近江市子ども・子育て支援事業計画素案（概要）」を御覧ください。こちらが計画の概要となり、８つの章と資料編で構成しています。

第１章では、計画策定の趣旨や法的根拠を示し、第２章で第１期計画の４つの目標ごとの評価と検証を行い、主に第１期計画の実績についてまとめています。

次に、第３章では、東近江市の現状やニーズ調査結果等も踏まえ、第２期計画で解決すべき課題を４つの項目にまとめ整理しています。

第４章では、理想とする街の姿として新たな基本理念を掲げ、「子ども・家庭・地域」の３つの視点の下、第２期計画で取り組む施策として施策体系図を示しています。

第５章では、今後の５年間の教育・保育ニーズと地域の子ども・子育て支援事業の需要と供給について、提供区域を定め量の見込みと確保方策として記載しています。

第６章では、子ども・子育て支援事業として、４つの基本目標ごとに定めた施策の方向性と主要施策の下、それぞれの課題に対する事業の方向性及び各事業を整理しています。

第７章では、第２期計画で重点的に取り組む事業の４項目をまとめています。

第８章では、市の責務や計画の推進体制などについてまとめています。

最後に資料編として、用語解説や子ども・子育て会議委員の名簿、策定経過等について記載しています。簡単ですが、計画の構成については以上となります。

もう一度資料１（Ａ４）の資料を御覧ください。

４の第２期計画のポイントについてですが、第１期計画では、教育・保育事業の施設をバランスよく整備していくため、提供区域を中学校区に設定し、量の見込みと確保方策を定め、大規模な認定こども園化を推進してきました。その結果、施設整備がほぼ完了しましたので、ニーズ調査結果、人口推計、過去５年間の利用実績や施設整備実績を踏まえ、提供区域の見直しを行い、第２期計画については、中学校区から市全域による区域設定に変更しました。今後は、利用者の選択の範囲が広くなることに加え、施設整備についても柔軟な対応が可能となります。

ポイント２点目として、第１期計画で目標達成に向けて取り組んできた結果の評価と検証

こども政策課長

を行っています。

ポイント３点目、第１期計画を推進してきた中で、また、ニーズ調査結果等から見えてきた課題や国の動向、社会情勢の変化に伴って見えてきた課題として、

①教育・保育の充実と子どもの居場所づくり

②妊娠期からの切れ目のない支援の充実

③特に支援を必要とする子どもや家庭を支える体制の強化

④仕事と子育ての両立支援と子どもが安心して遊べる地域づくり

の４つの項目にまとめ、第２期計画の解決すべき課題としてつなげています。

ここで見えてきた課題を解決し、安心して子どもを生み育てられる東近江市を目指して、第２期計画で特に重点的に取り組む事業として、４つの項目にまとめています。

①【幼児教育・保育の充実】では、保育士等の人材確保と質の高い教育・保育を提供するための人材育成などについて、重点事業として取り組みます。

②【子育て世代包括支援センターの体制整備】では、さらに子育て家庭に切れ目のない支援を充実させるためには、妊産婦や乳幼児の情報を一元管理し、状況を包括的、継続的に把握する体制を整備し、一人一人に寄り添ったつながりのある支援プランの策定に努めます。

③【特に支援を必要とする子どもへの支援】では、「障害や発達に課題のある子どもへの支援」、「外国にルーツのある子どもへの支援」、「虐待から子どもを守る体制強化」の３つの具体的な取組を記載しています。

④【子どもの未来応援施策】では、昨年１２月に実施しました子どもの生活等に関する調査結果から見えてきた、「ひとり親は低収入の世帯が多いこと」や「世帯の所得格差が将来の学力格差を生み出し、将来の所得格差につながる恐れがあること」などの課題を解決するため、子どもの貧困対策推進のための体制整備について重点的に取り組んでいきます。

以上、第７章で取り上げた４つの重点事業に取り組むことで、第１期計画で推進してきた事業を着実に継続させ、本市の子ども・子育て支援をさらに充実させていきたいと考えております。以上が計画の主な概要となります。

今後のスケジュールについては、年明けからパブリックコメントを実施し、２月２１日の第４回子ども・子育て会議で最終の完成報告をします。３月１０日には、子ども・子育て会議の奥田会長から小椋市長へ答申をしていただく予定となっています。

以上で、第２期東近江市子ども・子育て支援事業計画素案の概要説明を終わらせていただきます。

教育長

説明は以上です。本編が分厚いので全てに目を通していただくのは難しいですが、今の概要説明の中で、あるいは本編に載っているであろうと想定する中での御質問、御意見等ありましたらお出しいただきたいと思います。

賀川委員

今の概要をお聞きして、第２期計画のポイントのところで第１期計画から見えて来た課題が４点あがっています。当然、それが第２期計画の目標になると思いますが、その目標になった時に、それをどのように解決するかということが重点事業の各項目になると思うのですが、これだけを見ていましても、この４つの課題とそれぞれの重点事業との中で、例えば、「幼児教育・保育の充実」、【保育士等の人材確保と人材育成】が、「子どもの居場所づくり」とどうつながっているのかということが見えにくいという印象を受けるのですが、その

賀川委員　点については内部で話し合いはされているのでしょうか。

こども政策課長　Ａ３サイズの「資料２」の第４章末尾の施策体系図を御覧ください。
この第１期計画で見えてきた課題を解決していくために４つの基本目標を掲げて、その中で色々な施策の方向性を決めて主要な施策を実施していきます。この中で、今の第１期計画の課題に対して色々な施策の実施をあげています。この第２期の重点事業はこの施策体系図のたくさん事業を取り組んでいく中で、特に重点的にかつ早急に取り組むべき事業をここで４点あげているということです。

賀川委員　最終的に、事業の評価をする際にどういう指標でそれを評価するのかが課題になってくると思うのですが、この目標として掲げられた４点、それを実現するためにとりあえず重点的にひとつやっていくという形になった時に、その重点的にやっていくひとつが目標の実現にどういう形で寄与していくのか、それをどういう尺度で評価していくのかという具体的なエビデンスのようなものがあった方が、最終的にはこれはこの目標を達成するためにこういう貢献ができたのだと評価ができるものだと思います。ですから、その点で今の御説明を受けても理解し辛い部分が残るので、その当たりは再度御検討いただきたいと思います。

こども政策課長　指標の様式については、まだ具体的には決まっておりませんが、前回の第１期計画の中でも毎年進行管理をしていく中で事業名と事業の内容がそれぞれ文章で書かれておりますので、どのように取り組んできたかという説明はその文章の中で実績を報告しています。実際に数値として、例えば、目標が１００だと仮定すると１年目は何％まで達成できたと、数値で表せるものは数値で表してほしいということが、「子ども子育て会議」の要望でもありましたので前回もそういう形で行ないましたので、この計画の中ではそのような数値では表せておりませんが、進行管理の中では実際の目標に対する達成度の数値での進行管理は引き続き行なっていく予定です。

賀川委員　実績の評価方法については、何％できましたというような数値で評価する方法と、例えばこういうことができました、こういう施設、制度ができました、このような人材が確保できましたという事象、事例で評価する方法と二通りあると思いますが、それぞれがひとつの評価の指標のあり方だと思います。ただ、その当たりの評価の仕方は、具体的に進めて行く中で検討していく方法もありますが、やる側からするとその評価の仕方が最初から決まっていた方が重点的にやるべきポイントもしっかり意識してやっていけるという点で逆に楽な場合もありますので、そのような手法も検討していただいたらどうかと思います。

教育長　体系図とうまくつながっていないと感じる部分もあるのではないかと思いますので、そこは再検討の余地があるかもしれませんね。他にございますでしょうか。

綾委員　資料１の「４　第２期計画のポイント」のところで、大規模な認定こども園化の推進による提供区域の変更「中学校区域」⇒「市全域」という書き方をされており、この冊子の５７ページの『第５章子ども・子育て支援事業の実施に向けた量の見込みと確保方策』と書かれていますので、これはあくまでハードの話だと思います。募集区域を「中学校区域」⇒「市

綾委員	全域」に広げようという意向だと解釈してよろしいか。
管理監（幼児施設担当）	この区域の変更につきましては、ハード的な整備に基づくという考え方になっています。来期においては２７年度から５年間認定こども園化を進めてきた段階で、それぞれの地域に一定の認定こども園が整備でき、幼稚園と保育園の統合は施策的にはほぼ完了したということです。そして、令和２年度からはもう保育園がなくなって、正確には一部八日市地区には幼稚園は残っていますが、そこも認定こども園化を検討していくとした上で、全市的に認定こども園が整備できたところで、提供区域について、今後は全市的にどうしていくかという検討を進めていこうということです。ただ今おっしゃった入所関係については、従来通りの考え方で進めて行く形にはなってまいります。
教育長	付け加えて言いますと、従来は中学校区ごとに園児数が何人で、そこに提供できるサービスは何人という形での表記をしていました。それを大規模な区分、特に、認定こども園は園区というものを決めておりませんのでそれを越えて、ある地域で園児数が多いなら全市的なパイの中で供給と需要の数値を出そうという考え方に変更したということです。ただ、実質的には例えば、蒲生であれば蒲生のエリアの中で決まるのですが、この指標としては全市のくくりに変えたということです。あくまで指標の数値の出し方として全市域にしたということです。
綾委員	その中で待機児童数がこの地域では何人で、ちょっと溢れているということになると越境も有りうるという話なのでしょうか。
管理監（幼児担当）	実際には地域別にどれくらいの待機児童が出るかということについては、また別途算出しますので、その中での調整は従来通りさせていただくことになります。
教育長	他にございませんか。長峰幼稚園は現在、一学年何人くらいいますか。 ３歳児は何人ですか。
管理監（幼児施設担当）	長峰幼稚園の３歳児は２６名です。４歳児は３８名、５歳児は３８名です。
教育長	もしも、今度、閉園したとしても大丈夫なのでしょうか。
綾委員	ふたば保育園が定員増員したとして、蒲生幼児園とで蒲生地区の園児の確保ができるのではないかと思ったのですが。
管理監（幼児施設担当）	全部は入れません。２号が不足します。３歳児以上の２号希望者が多いので、ふたば保育園の定員が２００人となり、蒲生幼児園と併せても２号の受け入れができかねます。なので、長峰幼稚園をどうしていくか、来年、検討していかなければなりません。
教育長	要は、まだ不足しているということですね。蒲生の学校は著しく減少していますが。

管理監（幼児施設担当）	もしかすると、来年、長峰幼稚園は１クラスずつになるかもしれないです。
教育長	他に、ございますでしょうか。今日は概要説明ということですので、冊子を御覧になってまた、気になるところがあれば次回にお出しいただきたいと思います。 では、続きまして幼児施設課お願いします。
管理監（幼児施設担当）	では、福祉教育こども常任委員会報告についてのこども未来部の資料を御覧ください。 議会議決工事等の進捗状況で、仮称市立永源寺幼児園新築工事の令和元年１１月末現在の進捗状況です。進捗率が２６．３％です。計画進捗率が２８．６％ですので若干遅延しておりますが、ほぼ計画通り推移していると判断しております。 （資料写真の説明） 写真も添付しておりますので見ていただくとお分かりいただけると思います。体育館側に沿った主に未満児棟（ここを第１工区としています）ＣＬＴ、木造（梁、柱）の組立てや母屋の直貼り等を実施しました。三角の屋根のありますちょうど真ん中当たりの昇降口のところが第２工区になります。そこの土台の据え付け、プールの土間コンクリートの打設をしました。上段が完成予想図のパーツ図であり、下段の右の写真は三角のＶ字型の屋根に当たる部分は昇降口に当たりますが一週間前の写真です。ＣＬＴの木造の園舎の建方が始まっているところです。左側の写真は３歳の保育室から撮りました。壁がＣＬＴという針と壁は同じ木造ですが、集成材の貼り方が異なります。壁に使用しているのがＣＬＴという直工の木材となっています。残念ながら保育室ですので、消防法の規制もあり、壁についてはＣＬＴの上に不燃性のクロスを貼る必要がありますし、天井についてボードを貼ることになり、仕上がりが白い壁になってしまいますが、園児のことを考えますとそれもいたしかたないと思います。
教育長	こども未来部からの説明は以上です。御質問等がございましたらお出しください。 では、学童保育所の現状についてということで、資料も用意しておりますので御覧ください。では、担当課（こども政策課）から説明をお願いします。
こども政策課長	市内の学童保育所の現状について、１１月２６日の教育委員会定例会で御質問がありましたので説明をさせていただきます。 資料１「令和元年度東近江市学童保育所施設一覧表」を御覧ください。 本市は、各小学校区に学童保育所を公設民営で設置しており、学童保育所の施設数は小学校の数と同じ２２施設、クラブ数は３７クラブとなっています。 設置場所については、４つに分類しており、表の左から４列目、設置場所欄に①から④の表示をしています。 ①は小学校内の余裕教室や体育館のミーティングルーム等を使用、②は市の公的施設を使用、③と④は学童保育所の専用の施設（建物）で、③は学校の敷地内に、④は学校の敷地外にあります。その内、玉緒第２学童の体育館（２階ミーティングルーム）と蒲生西第２学童の体育館（ふれあいホール）は、学校の授業時間中は学校が、放課後や長期休業期間中は学

こども政策課長

童が使用する「共用」ということで今年度４月から開所しています。

運営主体については、３つに分かれます。ＮＰＯ法人東近江学童保育ネットワークが運営する学童が１１施設（２２クラブ)、ＮＰＯ法人しみんふくしの家八日市が運営する学童が６施設（８クラブ)、保護者会が運営する学童が５施設（７クラブ）です。

資料１の右側には、令和元年１１月１日現在の各学童保育所の児童数と定員及び定員との差を記載しています。定員については、１人当たりの保育面積を１．６５㎡として、保育面積で何人まで受入れができるかを表しています。なお、１人当たりの保育面積１．６５㎡は、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に示されているもので、本市でも基準として用いています。

続いて、資料２「令和２年度の学童保育所の入所申込み状況」を御覧ください。

１「令和２年度入所申込みについて」ですが、学童保育所の入所申込みや審査及び入所決定は運営主体ごとに行っています。全ての運営主体がまず入所説明会を行った後に、入所申込期限を設定し受付をしています。現時点で、ＮＰＯ法人東近江学童保育ネットワークと保護者会の能登川東は申込受付が終了しておりますが、その他の運営主体については、令和２年２月までには入所説明会を行い、申込期限を設定する予定となっています。

２　ＮＰＯ法人東近江学童保育ネットワークが運営する学童保育所の入所申込み状況をまとめています。(1)の各学童保育所の状況は、各小学校区の入所申込数をＡ欄に、受入可能人数をＢ欄に記載しています。受入可能人数Ｂは、各学童保育所が現在の指導員の人数や保育環境を勘案し、安全に保育をすることができる人数です。そのため、先ほど資料１で説明した定員（１人あたりの保育面積１．６５㎡）で算出した定員とは異なっています。

差引は受入可能人数から入所申込数を差し引いたもので、プラスは受入可能人数に余裕があり、マイナスは入所申込数が受入可能人数を上回っていることを表しています。

備考には、受入可能人数を超えた入所申込みに対する対応を記載しています。八日市南、五個荘、湖東第一、蒲生西は全員受入れていただくことが決まっています。玉緒と箕作については、待機児童とする方向で進めています。

(2)に待機児童が出る玉緒と箕作の学年ごとの申込状況を記載しています。２つの学童については、入所申込みを締め切った後に、入所辞退者を募集しました。箕作で２名の辞退者がありましたが、受入可能人数に及ばなかったため、東近江学童保育ネットワークが審査会を行い、入所児童と待機児童を決定しました。審査の結果、学年の高い児童が待機児童となりました。

ＮＰＯ法人東近江学童保育ネットワークでは、すでに入所申込みが終わっていますが、入所申込みが終わった後も、箕作については新１年生で３名の入所申込者があり、４年生から６年生と合わせた３１名が待機児童となり、現在、施設確保ができないか調整をしています。

今後、市全体の児童数は少子化傾向で減少していくことが予測されますが、保育無償化や夫婦共働き家庭の増加により、学童保育所への入所を希望する児童は増えることが予測できます。そうなりますと、今後、他の学童においても、定員を超えるところがでてくると思われ、施設確保についての検討をしていく必要はありますが、ただ、施設確保の検討だけではなく、入所基準を設け点数化を行い、保育の必要性が高い順に入所してもらうなどの対応も必要であると考えています。以上で学童保育所の現状について説明を終わります。

教育長

玉緒学童の定員数が９１人となっているのに、入所申込数の７９人を受入れられないのは

教育長	なぜでしょうか。
こども政策課長	今の指導員の体制では受入れが困難なためです。
篠原委員	ひとつ伺いたいのですが、東近江学童保育ネットワークの方では、足りない所に職員が移動できるというようなことになったという話を以前、聞いた気がしますが、それは行なわれないのですか。
こども政策課長	今は東近江学童保育ネットワークが運営している学童保育全体でもまだ人が足りない状態で、他にまわせる余裕がないのが実情です。
賀川委員	学童定員数と受入可能人数の数字に違いがありますが、それは、スタッフの関係でそうなっているということが説明を聞いてわかりましたが、これは希望者に対しては説明をされているのでしょうか。一見すると定員だけ見れば入れてもらえそうなのに何故入れてもらえないのだと疑問を抱かれる方もおられるのではないかと思いますが。 基準としては、定員の方は一人当たりの保育面積を１．６５で計算して数値を出している、もう一方の受入可能人数はどういう基準なのか、これは漠然とスタッフの人数が少ないからというだけではわかりにくいような気がしたのですが。その根拠としては何かあるのでしょうか。
こども未来部長	例えば、施設の面積が７０㎡の保育所を建てました。これを単純に１．６５で計算すると４５～５０人入れる施設が確保できたということになりますが、運営者側としては、民設ですので自分たちは運営基準を考慮して子どもたちは４０人くらいが適正規模だと考えて、指導員もそれに見合った人数を確保してやっていますので、そことのギャップになります。 このことについて、本来は保護者の方には説明をしなくてはならないのですが、運営自体が民設ですので、運営者側は受け入れ人数だけこちらへ報告されます。それで実際に入れなかった保護者の方が、「なぜ入れなかったのでしょうか」と市へ言って来られるケースはあります。その場合は、市役所と運営者側とで連携を取り個々に交渉をしておりますが、どうしても待機児童が出るというような場合は、運営者側に指導員を増やすことはできないのかと協議したり、面積が足りないとなれば学校との共有施設を使えるように学校側と交渉する場合もあります。しかし、そのような事情はあるとはいえこの数字だけ見るとそういう疑問を抱かれるのをやむを得ない部分だと思います。
賀川委員	その定員は利用者に公開しておられますか。例えば、受入可能人数だけ公開しておけば混乱もなさそうに思いますが。
こども政策課長	定員は計画の中でも出ておりますので当然公表もしております。

教育長　要は、教育委員会として施設を整備し提供しているわけですから、教育委員会としての施設の考え方として定数を引いて運営者側に受け入れてもらえるように協議すべきことだと思います。そのようにふたつも定数があるようでは困ります。

こども未来部長　基本的にはこちらの意向に沿って運営していただいているところがほとんどですが、中には自分たちの支援員の人数が少ないことを理由に４０人定員を主張して来られる学童保育所もあります。主張して来られる根拠としてはどちらも間違いではないので無理強いはできないのですが、待機児童が出るような事態が起きそうな場合には基準面積に従った人数を受け入れてもらえるように運営者側に理解を求めているところです。

こども未来部長

教育長　しかし、それは決めていかないといけないと思います。

篠原委員　もし、運営者側が指導員を確保すれば、受け入れる人数が増えるのでしょうか。

こども未来部長　一概に指導員を確保したからといって、入所者数が増えるわけではなく、クラス数を増やすことも関係することになります。

こども政策課長　人を増やすだけでは、運営者側は理解してもらえなくて、４０人定員を主張されます。施設面積定員が５５人のところで、５０人入所者がいれば、もし、指導員が確保１人できればあと５人入所させられるかというとそうではなくて、４０人が適正規模だと言われるので、その場合は、２クラスにわけることになります。そうすると、また施設の問題等がでてきます。

教育長　今の説明はいったいどこの学童保育所のことを説明しておられるのでしょうか。

こども政策課長　基準のことを説明しています。

教育長　具体的に玉緒でいいますと、４０人定員で２クラスあるため、８０人まで受けられるとのことであれば、基準面積が下回っているのでしたら別ですが、基準面積ではないとの説明であったと思います。ということは８０人までは受け入れられるはずで、定員も８０人でないとおかしいのに、資料には９１人と記載されています。
単純にいいますと、学童の定員は４０人の倍数が定員の数字があがってくるはずであり、２割増としても４８人の倍の数字が上がることになると思われるが、定員数が色々あってよくわからないのです。

こども政策課児童福祉係長　具体的に言いますと、玉緒こどもの家は、指導員もいないのですが、現状の面積でいくと少し狭くて、今回９名の待機が出てしまいます。第１学童について学校の空き教室を一部改修し、使用させていただいていますが、５１人の定員で、５１人入所していた年もあったのですが、かなりいっぱいいっぱいで運営者側もそこまで預かってしまいますとケガの恐れもあるとのことで、人数を調整したいという話が出ています。

教育長　それはそれで定員を決めれば良いと思います。運営者側が受け入れられないと言っていることを理由にするのではなく、運営者側と協議して諸事情を総合的に判断した上で定数を決めていくべきだと思います。

管理監（幼児施設担当）　資料に掲載している定員はあくまでも施設規模による定員ですので、表記としては「定員」ではなく「施設規模」が正しいかもしれません。おそらくこの施設規模以外で今、教育長申されました４０人の３倍とか１２０％弾力運用とかが本来の定員というこの２つの表現が分かりやすいのかなと思います。

教育長　玉緒は指導員が、箕作については施設的に不足してくるという状況で、現在、教育委員会と学校とで協議をしているという状況です。これについてはまた今後詰めて行くつもりですが、この問題は一時的には改善できても長期的になると最終的に学校自体の施設が不足することも懸念されるので、それについての取り決めはしていかないといけないとは思っていますが、学校現場が不足してはいけないので、まだ判断しきれていない状況です。
　他に、質問等ございますでしょうか。

綾委員　資料の一番下の課題で、「入所基準を決める必要がある」というところですが、入所基準というのは学年で切って行くということでしょうか？

こども政策課長　まだ決定事項ではありませんが、学年は入れる予定です。高学年になってきますと点数が低くなってきます、あるいは祖父母と同居していることや、就労時間、例えば、１５時や１５時半頃ですと平日なら子どもが帰宅する時間になりますし、また、ひとり親であるなど色々な要件をいくつもあげた中で点数を付けていき、その合計で点数の高い人順で決めていくことになると思います。この運営主体が主に基準を設ける予定ですので、その当たりについては市も協議に入らせていただく予定です。今申し上げましたいくつかの項目を設けるので学年だけではありません。例えば、６年生であっても保育が必要な子どもさんもおられると思いますので、そこは配慮していきたいと思っています。

綾委員　仮に６年生の児童で兄弟に２、３年生の児童がいるといったケースは当然配慮されるという認識でよろしいか。その場合、６年生の児童が基準に従って待機に回されると２、３年生の年下の兄弟が残ってしまうことになりますが。

こども政策課長　まだ基準が正式決定していないので断言はできませんが、その可能性は起こりうると思います。今後基準の要件が正式に決定されるまでの段階で、兄弟を加味するかどうかについては協議していくべき課題のひとつだと思います。

綾委員　その基準というのは、それぞれの委託先が決めるということですか。

こども政策課長　主は運営主体で決めてもらうことになりますが、運営主体がＮＰＯ法人２つと保護者会もありますので、それぞれがバラバラでは困りますので、その当たりはある程度統一すべきことではありますので、市と共同で決めていきたいと思っています。

教育長　他にございますでしょうか。

青地委員　基準とは別の観点の質問をさせていただきます。学童保育で子どもを預かる時に、今、インフルエンザが流行している時期でもありますが、例えば、インフルエンザで学級閉鎖されたクラスの児童は預かることをお断りされることになっているのかどうかの確認と、夕方の

青地委員　例えば放課後に児童が発熱しているかどうかの確認について運営主体がどう対応しようと考えておられるのか、もし、御存知であればお伺いしたいです。

こども政策課長　学級閉鎖等で休んでいるクラスの児童は学童保育所も休んでもらっています。また、学童保育所に来てから発熱など体調を崩した児童の場合は、一旦、静養室等で休んでもらってその間に保護者の方に連絡をして迎えに来ていただくという方法を取っています。

青地委員　その静養室という施設は中にあるのですね。

こども政策課長　現状は、学校の空き教室をお借りしている学童ではきちんとしたひとつの区画になっていない施設もありますし、後で施設を整備して専用で建てているところはほとんど静養室を備えています。このようにきちんとした区画の静養室を備えていない学童保育所もありますので、そのような場合は職員室で休んでもらうなり、囲いを作るなど一時的に休んでもらえる場所を作って対応をしているところです。

青地委員　ありがとうございました。

教育長　それでは、説明の方は終わりましたので、その他に移らせていただきますが、ちょっと時間が残り少なくなってきておりますので、各課報告について、特にこれだけは言っておきたいとことがあればお願いしますが、無ければ資料御覧いただくことにさせていただきたいと思います。特に報告がある課はございますか。

歴史文化振興課長　埋蔵文化財センターの報告で、冒頭教育長の挨拶でもありました１２月１４日の百済寺の国史跡１０周年記念事業の参加者人数の数字が抜けております。ここは、最終的にスタッフも含めておよそ３００人の参加がございましたので報告します。

教育長　ありがとうございました。それでは、これで各課の報告は時間の都合で以上とさせていただきます。

続きまして、次回の日程を決めさせていただきたいと思います。次回は、１月２３日（木）１３時３０分から東Ｄ会議室で開催します。

また、第２回の定例会については、２月２６日もしくは２７日で開催したいと考えております。できれば２月２６日に開催したいと思っています。

各委員　（日程調整）

教育長　では令和２年第２回定例会は２月２６日（木）午後に開催させていただきます。

教育長　第３回の定例会の方は、３月２３日（月）１３時、第１回臨時会は３月１６日（月）午前ということにさせていただきます。それでは事務連絡を事務局からお願いいたします。

事務局　（当面の予定　事務局）

教育長　以上をもちまして、令和元年第１２回教育委員会定例会を終了させていただきます。本日はお疲れ様でした。

会議終了　午後５時１０分

会議録署名委員

会議録署名委員

教　育　長